



2023 年 5 月 1 日

「パートナーシップ構築宣言」の公表について

青い森信用金庫は、「パートナーシップ構築宣言」制度の趣旨に賛同し、2023 年 4 月 25 日（火）付けて本宣言を公表いたしました。

記

1. 「パートナーシップ構築宣言」の概要

関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省及び内閣官房副長官）と経団連会長、日商会頭、連合会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」にて 2020 年 5 月に創設された制度です。

「サプライチェーン全体の共存共栄」「規模・系列等を超えた新たな連携の構築」「親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守」を「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものであり、宣言企業として登録すると本制度ポータルサイトにて宣言内容が公表され、各企業の取組が可視化される仕組みとなっています。

本制度は、SDGs 達成に向けた施策の 1 つとして、全ての国務大臣を構成員とする SDGs 推進本部が策定した「SDGs アクションプラン 2023」にも掲載されています。

2. 青い森信用金庫の「パートナーシップ構築宣言」の内容

次頁に添付した「パートナーシップ構築宣言」をご覧ください。



「パートナーシップ構築宣言」ロゴ

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

青い森信用金庫 地域支援室 0178-38-8863

（受付時間 平日 9:00 ~ 17:00）

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○ビジネスマッチング支援

ビジネスマッチングイベントへの出展支援やビジネスマッチングサイトの活用支援などにより、取引先の本業支援を行って参ります。

○事業承継支援

地域産業維持を目指し、取引先への事業承継計画の策定や助成制度の活用提案等、外部専門機関との連携し、円滑な承継が行われるよう積極的に取り組んで参ります。

○人材確保支援

取引先の人手不足や後継者不在等の経営課題に対し、外部専門機関等と連携し、解決支援を行なって参ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、本宣言の趣旨に賛同するとともに、協同組織の地域金融機関として、「地域経済」「地域社会」「地域環境」の各分野において様々なステークホルダーと連携し、地域社会の持続可能な発展に向けて取り組んで参ります。

2023年4月25日

青い森信用金庫

企業名

理事長 益子 政士

役職・氏名（代表権を有する者）